

## 4 防災まちづくりの方針

- 「防災性の高い市街地の形成」「治水対策の推進」「がけ崩れ対策の推進」の3つの視点から、市内の防災性の向上に努めます。
- 地域の防災力を高めるための体制整備にも努めます。

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとする大規模地震や自然災害の発生、その後の避難・救急救援活動、復旧・復興の取組みの経過は、われわれに多くの教訓を示しています。「首都直下地震等による東京の被害想定」や近年の集中豪雨等による短時間での局所的な浸水被害の発生状況等をふまえつつ、地域における防災対策の見直しを行うとともに、コミュニティでの災害対応力を維持・発展させて行く取組みやそのための日ごろの備え、コミュニケーションの重要性が高まっています。

市内には、災害発生時に緊急避難場所としての活用を目的とした災害時協力農地がある一方で、狭い道路を挟んで建物が密集している地域があり、地震や火災が発生した際に、被害拡大の恐れがあるほか、消防車両、救急車両の通行が困難な状態にあるため、その対応が求められています。

立ち遅れている幹線道路網の整備や避難所の充実などにより、避難・救援のための空間を整備することも必要です。

水辺空間を安心して楽しむためには、水害対策や河川周辺のがけ崩れ対策も重要となります。

こうした観点から、災害の発生に備え、被害の拡大を防ぐとともに、確実な避難・復興活動ができるような防災まちづくりを推進します。

### ① 防災性の高い市街地の形成

幹線道路や広場・公園・河川の整備、緑地・農地の保全を通じて、鉄道も含めたオープンスペース\*の延焼遮断機能\*を活かす防災生活圏の形成とともに、橋梁の整備や道路施設の安全化、緊急輸送ネットワーク整備などにより、災害時の被害を最小限に止めつつ、救助・医療・消火活動・ライフラインの応急復旧、緊急物資輸送等を円滑に行える都市づくりを進めます。

また、緑道の整備や避難路となる幹線道路の緑化、生垣造成支援による沿道の安全化など、防災ネットワークの形成を進めます。避難施設\*周辺や避難路の沿道等、防災上重要な地域における、防火地域・準防火地域のあり方について検討します。

消防活動困難地域や災害に対する危険度が高いと指摘されている区域では、消防活動の空間の確保、狭い道路の拡幅、建築敷地の細分化の抑制、建築物の不燃化・耐震化、道路からの壁面後退を誘導するなど、住環境整備と連携した防災まちづくりを行います。

\* オープンスペース：道路、公園、広場など、建物に覆われていない土地の総称

\* 延焼遮断機能：空間を確保することにより、火災が燃え広がるのを阻止する機能

\* 避難施設：地震による家屋の倒壊や焼失等によって被害を受けた方や現に被害を受けるおそれのある方を一時的に受け入れ、保護するために開設する市立学校等の建物

## ② 防災性の高い拠点整備

公共建築物の耐震化・不燃化、小・中学校の避難施設までのバリアフリー化を進めます。また、公共施設において自立・分散型のエネルギーの確保等を図るなど、避難・防災活動のための整備を検討します。

また、駅周辺のまちづくりや市街地再開発事業等による面的な市街地整備により、商業中心拠点の防災性を高めるとともに、災害時に多くの帰宅困難者が集中することを想定して、関係機関とともに混乱防止対策を講じます。

## ③ 治水対策の推進

水害に対する安全性を確保するため、石神井川の河川改修等、治水施設の機能強化を進めます。あわせて、流域全体として河川への雨水流出を抑制するため、農地や緑地の保全、透水性の舗装、流域での雨水貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等、総合的な治水対策を進めます。また、道路冠水箇所については、雨水貯留施設の整備等による対策を進めます。

## ④ がけ崩れ対策の推進

急傾斜地については、安全性の高いよう壁\*の整備を指導するなど、がけ崩れ対策を進めます。

## ⑤ 地域の防災力の強化

### 〔自助の意識〕

災害発生時において市民が自らの生命、財産を守るため、防災を我がこととして捉え自ら防災対策に取り組む風土を醸成するとともに、防災対策に関する情報の提供や体系的な防災教育の推進により、市民一人ひとりの防災意識及び防災力の向上を図ります。

### 〔共助の防災活動〕

昼間人口が少なく、災害の危険度が高いと指摘される区域における高齢化の進行など、本市の特徴をふまえて地域防災の担い手が手薄になる昼間の発災に備えることが重要となっています。今後は、地域、事業所、市民活動団体等と連携し、地域防災の担い手の育成を進めるとともに、地域と市民活動団体等をつなぐ仕組みづくり、活動の場の創出、町会・町内会等の防災市民組織等の育成、日常的な地域活動における防災活動の取組みなどを促進します。

また、防災機能を有する生産緑地地区等について、緊急避難場所として災害時協力農地の協定を締結し、平常時から近隣住民への周知を図ります。

\* よう壁：がけ崩れを防止するためのコンクリート製などの構造物

**【市民・事業者のみなさんへ】**

- ・行政は「防災まちづくりの方針」に示した基本的な方向性に沿って、道路や公園の整備、密集地の改善誘導、治水対策などを進めます。
- ・市民・事業者のみなさんには、建物の新築・建替えや開発行為などの際に、防災性の向上に留意していただき、可能な限りこの方針に示したまちづくりへの協力をお願いします。

地域防災の要となる骨格防災軸や延焼遮断帯（主要、一般）ならびに地域防災計画において位置づけられている広域避難場所などの避難施設は以下に示すとおりです。



図1-12 防災まちづくり方針図

図の凡例にある\*は巻末の「まちづくりに関する用語の解説」を参照